

## 主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 10-11-2(4)	第 2 編 10-11-2(4)	米、麦、さつまいも又はそばを主原料とした特産品しょうちゅうについて、一定の要件を満たす場合には製造免許を付与することができるようにした。
11-1-1	11-1-1	米、麦、さつまいも又はそばを主原料とした特産品しょうちゅうの製造免許については、製造制限数量を 100KL 以下とする旨の条件を付することとした。